

文化審議会第18期文化政策部会（第3回）

令和3年1月29日

【河島部会長】 ただいまより、第18期文化政策部会（第3回）を開催いたします。本日も御多忙のところ、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。本日は大きく3点ございます。

1点目は、報告事項として、文化政策の動向について、具体的には、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度予算の概要、動向の2つ目は、食文化ワーキンググループの審議状況、それから3点目として、文化財分科会企画調査会の審議状況について、事務局より報告してもらいます。

議事の2点目は、審議事項として、アート市場活性化に関するワーキンググループの設置についてお諮りいたします。

議事の3点目は、審議事項として、文化芸術基本計画のフォローアップについて、具体的には、昨年夏に実施した政策群別ワーキンググループにおける議論の報告と、中間評価の方針についての意見交換を行います。

3点目の事項が恐らく、特に文化庁としても皆様からの御意見を頂きたいというところだと思いますので、なるべくその部分の時間が圧迫されないような進行で行きたいと思っておりますので、文化庁の担当者の方々の御説明もあまり長くなり過ぎないように、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議題1について進めてまいります。事務局から3点続いて報告した後に、質疑応答はまとめて行いたいと思います。

では、予算案の件について事務局より、よろしくお願いいたします。

【日向政策課長】 政策課長の日向でございます。

資料1-1を御覧いただければと思います。令和2年度文化庁第3次補正予算（案）とついてありますが、これは昨日、国会でお認めいただきましたので、（案）を取った形になっております。

まず、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現でございますが、主な事業といたしまして、コロナ禍における文化芸術活動支援として370億円盛り込んでおります。こちらは、「新たな日常」における文化芸術関係団体等による積極的な活動の支援のほか、文化施設のコロナ禍の新たな活動に向けた環境整備に必要な経費の支援を行うものでございます。

そのほか、子供の文化芸術の鑑賞・体験等総合パッケージ、日本博イノベーション型プロジェクト、文化施設の高付加価値化の促進などが盛り込まれているところでございます。

2ページを御覧いただければと思います。ローマ数字2、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保についてでございます。この中では、文化財の防火・防災、修理・整備

対策について72億円ほど盛り込まれております。「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、国民共有の貴重な財産である文化財に対して必要な防火・防災対策を行うなど、特に緊急性が高いものを早急に実施させていただくものでございまして、合計551億円となっております。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。令和3年度文化庁予算（案）の概要でございます。文化庁の令和3年度予算（案）でございますが、前年度8億円増の1,075億円となっております。このほか、国際観光旅客税財源を充当する事業に約69億円、それから、復興特別会計に被災ミュージアム再興事業として2億5,000万円を計上しているところでございます。

柱立ては4つございまして、1つ目の文化芸術の創造・発展と人材育成に218億7,000万円ほど盛り込んでございます。こちらは、主に文化芸術活動に対する様々な支援策を盛り込ませていただいております。

4ページを御覧いただければと思います。4ページの下、2番目、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進ということで、459億9,000万円を盛り込んでおります。こちらは、文化財関係の様々な事業に対する補助、支援策になってございます。

それから、5ページを御覧いただければと思います。3番、文化発信を支える基盤の整備・充実ということで、355億5,000万円ほど盛り込んでございます。こちらは、博物館、それから文化施設、日本語教育関係の事業が盛り込まれているところでございます。

最後、6ページでございます。文化資源を活用したインバウンドのための環境整備ということで、69億7,000万円ほど盛り込まれております。こちらは、日本博ですとか、Living History、日本文化の魅力発信など、主に文化と観光と融合したような、そういう事業内容が盛り込まれているところでございます。

以上、予算関係の説明でございます。よろしくお願いたします。

【河島部会長】 では、続いて、食文化ワーキンググループの審議状況について事務局より説明をお願いいたします。

【福井参事官】 食文化担当の福井と申します。よろしくお願いたします。

資料1-2を御覧いただけますでしょうか。食文化ワーキンググループの審議状況、まず1、設置の趣旨でございますけれども、食文化につきましては、平成29年の文化芸術基本法改正を踏まえまして、その振興を図ることとされております。食文化政策について検討を行うために、昨年8月、この政策部会の下にワーキンググループを設置いただいたところでございます。

委員といたしましては、同志社大学の太下教授に座長を務めていただいているほか、正委員から河島部会長、松田先生に御参加をいただいております。

審議状況でございますけれども、この後、説明があります文化財分科会企画調査会とも連携いたしまして、9月以降これまで4回の審議を行っております。1月15日に報告書骨子（案）について議論がありまして、その御報告をさせていただきたいと思っております。

4ポツが骨子（案）の概要でございます。詳細は後ろにまたつけてございますけれども、大きく4つの項目がございます。文化政策における食文化の位置付けを明確にしていくということでございまして、食文化が、先人の知恵の詰まった継承すべき伝統文化であるとか、身近な生活文化の一つであるとか、こうした食文化の位置付けということについて御指摘をいただいているところです。

それから、我が国の食文化の特徴と魅力についても御議論いただいております、各地の自然状況等を反映して、極めて多様な食文化があるということですか、あるいは、日本料理等の技には芸術性も認められるのではないとか、それから、食をめぐる様々な要素、料理だけではなく、食材や器など、こうしたものも融合して価値を高める側面があるのではないかというような御指摘をいただいております。

次に、食文化振興の課題についても御議論いただいております、食文化に対する国民の認識がまだ低いのではないかと、また、文化財保護法に基づく保存・活用が進んでいないのではないかと、こうした課題について御指摘をいただいているところでございます。

このような現状分析を踏まえまして、食文化振興の基本理念といたしまして、目指すべき姿、基本方針、取組方策を整理いただいているところでございます。

基本方針につきましては、こちらに7項目ほど挙がっておりますけれども、食の文化的価値を可視化していくとか、文化財保護法を活用していく、あるいは、地域活性化等との好循環をつくっていく、また、調査研究を推進していく、こうした基本方針を整理いただいているところです。

これを踏まえまして、具体的な取組方策といたしまして、担い手、家庭、地域、団体、こうした担い手の皆様の役割について整理するとともに、地方自治体に期待する役割として、食育の推進、食文化に関する調査研究と発信、食文化の学び・体験の場の提供といったことを整理いたしております。また、国の果たすべき役割といたしまして、文化財保護法に基づく登録・指定等の推進、記録のデータベースの整備、文化交流の推進、また、モデル事業の推進による地方自治体への支援、こうしたことを今、整理をいただいているところでございます。

最後に、今後でございますけれども、第5回のワーキンググループで報告書を取りまとめいただきまして、その結果を文化政策部会に御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【河島部会長】 それでは、続いて、文化財分科会企画調査会の審議状況について事務局より説明をお願いいたします。

【伊藤文化資源活用課長】 文化資源活用課長の伊藤でございます。

資料1-3に基づきまして企画調査会の報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1-3にございますとおり、この文化審議会企画調査会におきましては、昨年10月28日より、5回の開催ということで報告書をまとめていただいております。この企画調査会には、

本部会にも御参画いただいております松田先生にも企画調査会で御審議をいただきました。どうもありがとうございました。

では、報告書の内容について、次の2ページ目に基づきまして御説明申し上げたいと思います。まず、文化財を取り巻く現状と課題という部分でございますが、現状のところでございますけれども、新しい文化財の動きというところにつきましては、近年、従前の守り継がれた文化財に加えまして、文化芸術基本法に規定されている生活文化、こちら、茶道、華道、書道については、平成13年に規定されておりますし、また、食文化については、平成29年に規定されましたけれども、こういった従前、文化財保護法の体系で保護してこなかった文化財につきましても、保存・活用の必要性、これが高まっているということ。

また、次の丸にございますが、一方ということで課題でございますけれども、こういう無形、無形民俗につきましては、人によって継承される文化財でございますけれども、過疎化や少子高齢化による担い手不足という課題、こういった課題に加えまして、昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大ということで、地域のお祭りの中止・延期と、これを契機に継承活動についても大きな打撃を受けているという危機的な状況でございます。

また、こういった伝承縮小による消滅ということとはまた違った観点で、流出、消滅の危機というところでいきますと、次の3つ目の丸というところでございます。制作後50年を経過していない美術品、こちらにつきましても現在、文化財保護法、従前の文化財保護法の体系の中で保護していなかった課題ということで、こちらにつきましては、海外に流出するというところも散見される事態であるということでもあります。

こういった観点から、課題というところで、現時点で生活文化や現代美術品など価値付けが定まっていない分野、また、学術的な蓄積が十分ではない分野について、どのような保護対象、保護の取組をしていくべきなのかということにつきまして御審議をいただいたところでございます。

また、併せて地方の文化財という観点でいきますと、3つ目の丸にございますとおり、平成30年に文化財保護法を改正しまして、各地域で守り伝えていくべき文化財を、しっかり、総合的に把握して計画する文化財保存活用地域計画の策定、こちらを制度化されたところでございますが、それを契機に未指定の文化財も地域で掘り起こされていくと、こちらについての対応というのにも必要であるということで御審議をいただいたわけでございます。

この審議の中での方向性ということで、2ポツにまとめておりますが、大きく3点ございます。1点目は、(1) にございます無形文化財、また、無形の民俗文化財の登録制度の創設というところでございます。丸2に具体的な方策ということでございますけれども、既にある指定制度を補完する制度として、この無形文化財及び無形の民俗文化財についても登録制度を創設することが必要であるという方向性をいただいたところでございます。

次に、(2) にございます多様な文化財の保存・活用という観点でございますが、丸2に具体的な方策とございますとおり、生活文化、茶道、書道、華道等ございますけれども、こういったものにつきましては、分野ごとに実態調査を踏まえて、それぞれに合った保護体系、

あと、保護対策というのを進めていく必要があるということ、また、イにございます現代の美術品、こちらにつきましては、学術的な調査研究が進み、また、網羅的、系統的に収集されたものについては、例えば登録対象とするなど、有効な方策を検討すべきということを御提言いただいております。

最後に、3番目でございますが、地方における登録制度の創設というところで、こちらにつきましては、各自治体が自主的にやっている部分につきまして文化財保護法におきましても位置付けまして、丸2にございますとおり、位置付けして保護を推進していくということを念頭に置いているところでございます。

今般、こういう形で報告書を頂きましたので、この内容に関わる必要な文化財保護法の改正というのを、この1月18日に始まりました通常国会のほうに提出すべく、しっかり制度化に向けて取り組みたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの内容について、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。挙手を頂きましたら、私から指名させていただきます。

石田委員、どうぞ。

【石田委員】 石田でございます。皆さん、おはようございます。

御説明ありがとうございました。

今日は比較的、実演芸術に関する発言機会が少ないかなと思われましたので、ここでお話をさせていただきたいと思えます。

第3次補正予算をお示しいただきましてありがとうございました。無事、昨日通ったということで期待をしているところなのですが、御質問させていただけますでしょうか。

資料1-1、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現としまして、冒頭に、「コロナ禍における文化芸術活動支援」370億円という金額が計上されております。これは来年度の予算に比べましても非常に大きな額ですね。この使用方法についてお尋ねします。第2次補正で配分された緊急支援も非常に大きな金額でした。各文化芸術団体、あるいはアーティストたちに配るために、多大なる御尽力をいただいたことは記憶に新しいところなのですが、今回の370億円というのは、どのようにこれをアーティストや文化芸術団体にお届けになるのか、また目的などについて、まず、お伺いさせてください。

取りあえず以上です。お願いします。

【河島部会長】 では、担当の方、どなたかお願いいたします。

【斉藤補佐】 文化庁政策課課長補佐の斉藤でございます。

3次補正予算の「コロナ禍における文化芸術活動支援」について御説明させていただきます。

まず、この370億でございますけれども、3つの事業に分かれておりまして、250億円の新たな事業のARTS for the future! という事業がございます。文化芸術活動の支援というの

は、主にこの250億円のARTS for the future！事業で実施をしていくこととなりますので、後ほど詳細を御説明させていただきます。

残りの120億が、施設に関する感染症対策ですとか、例えばオンライン配信ですとか、そういうことを文化施設において積極的に進めていただくという目的で50億円ほど積んでいるものでございまして、残りの70億円というのが、各地域、日本全国いろいろな地域において、文化芸術活動を一定の中規模、大規模の団体が進めていただくと、いろいろな都市で公演を行っていただくという、アートキャラバンという事業でございまして、これが70億ということなんです。

ARTS for the future！、250億、文化施設、50億、アートキャラバン、70億ということで、合わせて370億という数字になっているのですが、その中で特に2次補正の後継事業と言うべき位置づけをしておりますのが、ARTS for the future！事業という250億の事業でございまして、2次補正は、基本的には、例えばコロナ禍で公演を中止していたり、活動が止まってしまっている状態を前に進めるということで、フリーランスも含めた個人の方々に20万円を補助させていただいたり、団体に対して150万ということで、例えば稽古ですとか、練習ですとか、コロナが明けたときに活動をしっかり進めていくという準備に資するような形での支援ということで、そういった補助をしていたのですが、このARTS for the future！事業というのは、一定の感染症対策であったり、各文化芸術団体の皆様、活動はもちろん、再開をしていらっしゃると思いますので、その実際の公演を支援しようということで支援していくという趣旨で、団体支援、団体における文化芸術活動、公演ですとかコンサート等の文化芸術活動、公演を支援しようという趣旨でございまして、中規模、大規模の団体であれば2,500万円を上限として、小規模団体であれば600万円を上限として補助をしていくということでございます。

2次補正と異なりまして、定額の補助ということになりますので、一定の裁量といいますか、使い勝手のいい制度として新たに公演活動を支援していこうということで考えておりますので、ぜひ、周知もしっかりと、広報をしっかりといきながら、日本全国、多くの文化芸術団体に活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【石田委員】 ありがとうございます。

非常に大きな金額です。第2次補正予算を含めると、通常の文化芸術団体の活動支援よりも金額が大きい。それともう一つ、ちょっと懸念されるのが、時間が限られているということですね。その辺り、何とか柔軟な運用ができるように御尽力いただければと思います。期待しております。ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ほかにどなたか、委員の方、何かあれば。

松田委員、お願いします。

【松田委員】 松田でございます。

私からは、令和3年度の文化庁予算（案）の概要について、ちょっと資料の御説明をいただければと思った点があります。資料1-1の3ページ目に令和3年度の予算（案）の概要が出ているのですが、例えば3ページ目の一番上のレベルの1ポツで、文化芸術の創造・発展と人材育成ですけれども、218.7億円、その内訳が（1）、それから次のページに出てくる（2）、この2つを足しても218.7億にはならないので、恐らく何らかの御判断の下に（1）、（2）という内訳で示す項目を決められたと思うのですが、どういった基準で決められたのか、目玉となるような予算項目を挙げられたのかというようなことをお尋ねしたいです。

私は、とりわけ文化財とか文化遺産を専門としておりますので、そこが気になっていて、その意味では、4ページ目の一番下ですけど、2ポツの（1）文化財の適切な修理等による継承・活用等とありまして386億円が、この内訳を見ると丸1、建造物の保存修理等で130.6億円、丸2の美術工芸品の保存修理等で12.9億円ということで、やはりこれも足しても（1）の386億円には足りずに、恐らく史跡等の保存・整備・活用の大きな金額が抜けていると思うのですが、どういった基準で丸1、丸2を決められたのかをお尋ねしたいです。普通でしたら金額の多いものから挙げられるような気がしたのですが、どういった判断で選んだ項目を入れたのか、その判断基準を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

【河島部会長】 では、両点につき、よろしくお願いたします。

日比野委員、手を挙げていらっしゃいますか。違います。

すみません、事務局のほう、今の松田委員の御質問に対する御回答をお願いできますか。

事務局のほう、ミュートになっていますけれども。お願いします。

【日向政策課長】 政策課長でございます。

御質問の点につきましてでございますが、御指摘のとおり、かなり様々な事業が盛り込まれておりまして、説明の都合上、主要なものに限らせていただいております。もし、さらに細かい資料を御入り用ということでしたら、後ほど先生方に詳しい資料がございますので、後日、メール等で送付をさせていただければと思います。

以上でございます。

【河島部会長】 よろしいですか。

【松田委員】 説明は分かりました。

主要なものというのは、一般的には金額の多いものを指すような気がするのですが、必ずしもそうならないので、なぜかということをお尋ねしました。いろいろな経緯があるかもしれませんが、確かに、全体が見えればそうした経緯も読み取れるかもしれません。

ただ、この政策部会の資料も公開されているわけですから、明快な基準に基づいて主要なものを選ばれたほうがよいのかなという気がしました。もちろんこれはあくまでも予算案でございまして、これから国会審議を経るわけですが、現時点での案とはいえ、どういった予算を要求していくのかということを確認に示す資料という意味では、工夫をされてみてもいいのかなと思った次第です。

ともあれ、ありがとうございました。御説明、よく分かりました。追加資料をまた後ほど

お待ち申し上げます。

【日向政策課長】 事務局から、すみません、加えて御説明させていただきます。

予算については、文化庁ホームページにも詳しいものを掲載させていただいておりますので、先生方にも後ほど、その関係の資料については送付をさせていただきます。

以上です。

【河島部会長】 ほかにどなたか、何かありますでしょうか。

名越委員、その次に大橋委員、お願いいたします。

【名越委員】 名越です。よろしく申し上げます。

1点お尋ねさせていただきたいのは、日本のアニメとか漫画とか映画等、世界に売り出していくための国家戦略としての予算というのは、どの項目を見ればよろしいのでしょうか。これ、3ページの下のほうにある、この項目ということでもいいのでしょうか、教えてください。

【河島部会長】 じゃ、質問、御回答を頂く前に、大橋委員も、まとめてと言ったら失礼ですけれども、先に御質問を頂いて、その間に準備をお願いいたします。

大橋委員、どうぞ。

【大橋委員】 すみません、簡単に、お時間がない中でありがとうございます。

今回、この企画調査会の報告書の御案内をいただいて、こうした登録制度を含めて重要なというふうを感じているのですけれども、この無形文化財、あるいは民俗文化財の保存・活用の在り方を考える上で、デジタルの話というのが何か出ていないような気がしていて、若干、そういうものは従来とはちょっと違う形の保存・活用の在り方かもしれませんけれども、十分検討に値するのかなと思って期待していたのですけれども、ちょっとそこの辺りでどういう扱いになっているのか、教えていただければと思いました。すみません、ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、先に予算案のほうから、事務局のどなたか、お願いできますか。

【日向政策課長】 政策課長でございます。

アニメの国際展開ということでございますが、政府全体で申し上げますと、文化庁以外にも関係省庁の予算を活用しながら、全体としてアニメの海外発信というのをさせていただいておりますが、その中でも文化庁での主立った事業というのは、このメディア芸術の創造・発信プランということになるわけでございます。

これは少し説明させていただきますと、メディア芸術グローバル展開事業というのがございますが、これに3億9,300万円ほどでございます。これはメディア芸術祭ですとか、それからメディア芸術海外展開事業、または地方展、そういった内容が盛り込まれております。

また、メディア芸術連携基盤等整備推進事業、これは4億700万円ほどでございます。これは産学官の連携によるメディア芸術作品の振興を図る内容となっております。

また、最後に、メディア芸術人材育成事業ということで、これは2億4,600万ほどござい

まして、メディア芸術クリエイターの育成とか、アニメーション人材育成と、こういった内容が盛り込まれているところがございます。

説明は以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

名越委員、よろしいですね。

文化庁としては、このメディア芸術の創造・発信プランというところの予算があり、あとは、イメージしていらっしゃるようなところについては、政府全体、あるいは経産省だとか他省庁で予算を持ってやっていくということだと思います。

では、大橋委員のおっしゃっていた文化財とデジタルというお話について、事務局、よろしく願いいたします。

【田村文化財第一課長】 文化財第一課長をしております田村でございます。

無形文化財、無形民俗文化財のデジタル化の保存のことについてお問合せがございました。実は、無形文化財や無形民俗文化財は形のないものがございますから、これまでも支援の一つといたしまして記録作成というものを行ってございます。これは、学術的な価値を評価した報告書をつくるのはもちろんなのでございますけれども、併せて映像等をつくることについても支援しているところでございまして、文化庁の支援でつくったものにつきましては、例えば民俗文化財ですと、ホームページ上でYouTubeで映像も見られるということをやっております。こういう技術のやつについては、DVDでつくっておりますので、その貸出しというようなことをやっているわけがございます。

今後こういった取組を続けますとともに、今、文化遺産オンラインというような形のものでございまして、こちらにはどんな文化財があるのかという概要と、大体、写真とかが載っているのですけれども、映像等も今後、ちょっとリンクして、より活用できないかということも政策とも一緒に検討しているところでございますので、今後どんどん古くなっていく際については、さらに進めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

【河島部会長】 どうぞ。

【榎本審議官】 失礼します。審議官の榎本です。

今のお話を補足いたしますと、文化遺産オンラインという、文化庁で整備しておりますデータベースがございます。これには現在、27万件のデータを載せていて、どうしてもこれまでは有形文化財が中心でしたが、これに関して無形文化財や民俗文化財も順次掲載データを増やしているところです。それは先ほど田村課長からお話があったところがございます。

それに加えて、この文化遺産オンラインをもっと大きくしていくという観点から、現在、国立国会図書館において、ジャパンサーチという大きなデータベース、データベースの横串の取組も進んでございます。この文化遺産オンラインはジャパンサーチにもつなげていくながら、さらに利便性の改善を図っていきたく、また、併せて登録する静止画、動画の充実にも努めていきたく思っております。

【河島部会長】 ありがとうございます。

少し先の議題の中に、文化遺産オンラインという、資料の中に言葉を見つけていまして、私も何だろうと思っていたところがあったので、伺えてよかったです。

生駒委員、何かありますでしょうか。

【生駒委員】 発言させていただきます。御説明ありがとうございます。

1つ意見と1つ御質問です。1つの意見は、先ほど石田委員からも発言がありましたが、コロナ禍におきまして、本当に表現の場を失われた芸術家の方々が苦しんでいらっしゃる様子がもう1年続いています。ですので、コロナ禍における文化芸術活動支援、370億は、ぜひ有効に活用して、困っている方々の手に、そして次につながるような活用をしていただければと思います。とりわけフリーランスの方、なかなか届きにくい部分もあるようなことも聞いていますので、そういう末端の方に、末端と言うのも変ですけども、いろいろな活動をされている方々に行き届くようお願いしたいというのが1つ。

2つ目は、ピンポイントなのですが、文化財保護法のところについてちょっと御質問したいのですが、実は、この4月にサントリー美術館で「ミネアポリス美術館 日本絵画の名品」という展覧会が開催されます。80点から90点ぐらいの日本絵画の名品がアメリカから里帰りするという状況なのですね。実際のところ、日本絵画、浮世絵をはじめ、海外に流出してしまっている現状というのが長らく指摘されてきていると思うのですね。

これは希望ですが、できればそういったことはもう繰り返したくないというのが正直なところで、今、現代美術も大変なブームで、たくさんの方が日本の国内でも注目されている状況にあるのですが、今回の報告書の中でも、そういった部分、戦後の現代美術に関しても、いま一度、保存していく、文化財としての価値を見直すようなことで書かれているのですけれども、具体的にどのようにして価値づけされて、保護していく動きを取られるのか、それをちょっとお聞きしたく思いました。

以上です。

【河島部会長】 分かりました。

では、最後の部分、具体的にはどのようにということについて、事務局のほうから簡単にお願いたします。

【伊藤文化資源活用課長】 先ほど御説明申し上げました文化資源活用課の伊藤でございます。

先生の御指摘のとおり、まず、国の中で価値づけが決まった指定文化財に関しましては、現在、文化財保護法におきましても、海外、輸出、移動の際には事前許可というのが必要な形になっておりますけれども、現在、文化財保護法下に置かれておりません、戦後の現代美術作品という部分に関しましては、高い評価によって、それを契機に海外に流出してしまうということについての懸念というのも、この企画調査会ではいただいたところでございます。

今後、その対策という部分に関してでございますけれども、具体的な説明はちょっと割愛

させていただきましたけれども、同じ参考資料2ということで企画調査会報告書本体を入れさせていただきますが、現代美術品の部分に関しましては9ページから10ページにかけてでございます。活用・保存の方策ということで、その中でも、具体的には、10ページに、例えばというところで行きますと、現在、文化財保護法では、保存、保護の対象の文化財については、しっかり学術的な調査を経た上で保存対象というのを進めていきますけれども、この現代美術品につきましても、しっかり学術的な調査を進めて、網羅的、系統的に収集されたものについては、今度新しくつくります、すみません、この登録制度について、今の美術工芸品の登録制度につきましても基準の改定も視野に入れて、今後、文化財分科会において検討していくべきであるという方向性をいただきましたので、今後、また文化財分科会におきまして、その基準の改定も含めて御審議いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、今後の見通しということで御説明させていただきました。

【河島部会長】 生駒委員。

【生駒委員】 ありがとうございます。そういう動向があることは大変心強く思います。

ここにも書かれていますが、「積極的に文化財として価値を共有すること」。実際の話が今、日本の現代美術は世界的に注目されていまして、世界のコレクターですとかギャラリストがとにかくアプローチしてくるという状況があります。100年後に後悔しないように、いい作品が全部海外に行っちゃったというふうな後悔を100年後の方々にしていただきたいくないので、ぜひ、早いうちに保護、日本の国内できちんと価値づけして保護していけるような体制を取ればと希望いたします。ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、ちょっと時間、実は進行が遅れておりますので、ちょうど関係する話題になってきましたので、議題2のほうに移らせていただきます。

本部会の下にアート市場活性化に関するワーキンググループを設置することについて審議を行うものです。

関連資料について、事務局より説明をお願いいたします。

【平山文化経済・国際課長】 文化経済・国際課長の平山です。

文化政策部会の下にアート市場活性化ワーキンググループを設置させていただきたいと思ひまして、お諮りいたします。

設置の趣旨といたしましては、アート市場、いわゆる美術市場に関して国際的に見ますと、日本は非常にまだ規模が小さく、いわゆる大きなアートフェアであったり、オークションであったり、また、一般の方が気軽に購入できるような、いわゆる市場というのがまだまだ欧米に比べて未成熟な部分がございます。一方で、今も御指摘がございましたけれども、1960年、80年代の日本人が作製した作品というのは、非常に国際的な評価が進んで、国際市場において活発に取引が行われております。

日本人が作製した作品を日本の文化として発信していくこと、そしてまた、今、活動しているアーティストの方々が今後も引き続き、優れた作品をきちんと創作していただくとい

うこと、そして、コロナが終わった後、日本の誇るべき美術作品たちを主要なインバウンドコンテンツとして最大限活用していくという観点からも、まず、我が国できちんと優れた作品が蓄積されるような環境をつくっていくこと、そして、日本の美術マーケット自体をもっと活性化していくということが必要だと思っております。

そのようなことを実現するために、どのような対策なり課題があるのかということについて審議いただきたいということで審議事項を並べております。まず第1に、「保税地域に係る通達改正」と書いておりますけれども、これは昨年末に規制改革の一環といたしまして、美術品を国内に輸入する際に、展覧会のときには関税がかからなかったわけですが、もし仮に国際的なオークション、アートフェアをやりたいということで国内に持ち込んだときには、売れる、売れないに関わらず、一度、輸入消費税関税がかかるというような状況でございましたが、これについては、保税地域の申請をすることで、オークションに持ってくるということのみをもって輸入消費税関税がかからないと。日本国内の方が購入して、国内の自分の自宅に持ち込む場合になって初めて輸入消費税関税がかかるというような制度の見直しをしております、この改正を契機に、国際的なオークション、アートフェア、メガギャラリー等の誘致というのも国として積極的に民間の方々と連携しながら進めていきたいと思っております。

また、美術市場といいましても、やはり国内美術館の活性化、国内美術館がいかに戦後の作品を蓄積していくかということ是非常に重要になってきますので、国立美術館を中心とした国内の美術館の活性化についても議論したいと思っております。

また、既に国内にあるコレクション、これが相続等を契機にばらばらになったりしないように、今、登録有形文化財の見直しの話がございましたけれども、これが見直されるということも踏まえて新たなコレクションの有効活用策と、それから今、若い実業家の方々でも現代アートを中心にコレクションをされる方が増えていらっしゃると思いますので、そういう新たなコレクターの育成。

そして最後に、このような現代作品について、文化財保護の枠組みで流通を規制するというやり方もあるかと思うのですが、そうではなく、税制上の優遇措置等によって、いかに国内にとどまるという環境をつくるかということが1つ。

また、市場の活性化のためには、今、美術品というのは定価が分からないような状況でございまして、一般の消費者が気軽に物を買って、そしてそれを代々引き継いでいくということになりますと、価格の透明性であったり、それから課税の際の算定の評価の仕方であったり、また、公的な美術館が美術品を購入する際の価格の正当性であったり、そういうものをきちんと評価できるような制度が必要ではないかと考えております。既にイギリス、フランス、アメリカではこのような制度がございまして、海外の制度も参考にしながら、また、税制度を所管する国税庁であったり、また、民間の評価制度をつくらうとされている方々とも連携しながら、日本版の鑑定評価制度というのを構築していくということの方向性について議論をいただきたいなと思っております。

もし、お諮りして御承認いただけるようであれば、政策部会のほうからは、日比野先生、そして湯浅先生に御参加いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【河島部会長】 御説明ありがとうございました。

この話、何かやや唐突に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、以前より何年間かかけて、文化庁、シンポジウムですとか研究会なども開いて、この辺りの問題について専門家の方々の知見というのは大分吸収してこられたのかなと思っておりますので、このワーキンググループで深めたいということだと思えます。

皆様、これにつきまして御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

日比野委員、どうぞ。

【日比野委員】 日比野です。

大変必要なことだと思えます。1点、審議事項の中でぜひ審議に加えたいというか、これまで日本でアートマーケットがなかったというのは、決して、そのハード面とか、このような税制のものだけではなく、やはり日本人というか、独特の文化に対する支援の仕方とか、所有の仕方とか、シェアの仕方とかという感性というのがあると思えます。

なので、決して、このアートマーケットというのは、やっぱり欧米中心の歴史の中で育まれてきたものであって、そこにしっかり入っていくという考え方もありますけれども、日本独自のアートの所有の仕方とか、支援の仕方とかというものもやはりこの審議の中に、今、言葉の中に日本独特の評価の仕方とかというのがありましたけれども、何かその部分もやはりしっかり審議していけるといいなと思っておりますし、あと、アートの、東京藝大もそうですけれども、やはり西洋の美術というものを物差しにして、この百三十何年出てきた部分もありますし、その中で日本独特の日本画とか、工芸とか、そして近年ではデジタルとかというものがありますけれども、アートマーケットの美術史においても、やはり日本独自のものを日本から発信するような、新たなアートマーケットというか、経済と文化の絡み方のシステムというようなものも提案できるような、そんな話題が話せるような審議事項もあるといいなとはちょっと思っておりました。

以上です。

【平山文化経済・国際課長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 では、その点については、考えていただくということで。

【平山文化経済・国際課長】 はい。

【河島部会長】 あるいは、日比野委員もこちらのワーキングの委員でいらっしゃいますので、初回のときなどに、問題意識としてぜひ御発言いただいたらよろしいのではないかなと思っております。

皆様、それでは、この設置につきましては、御賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループの設置については、本会議をもって決定したものといたします。審議状況については、追って本部会に報告していただくということにいたします。

それでは、議題3、文化芸術推進基本計画のフォローアップについて進めてまいります。まずは、(1) 政策群別ワーキンググループにおける議論の報告についてですが、今期は、基本計画のフォローアップとして、3つの点についてワーキンググループを設置して、テーマを絞って議論してきました。

このワーキンググループについて、文化資源を活用した付加価値創出（観光等）について、それから、共生社会の実現、日本語教育の振興の3つにつきまして、担当の方より御説明をお願いいたします。

1つずつ進めるということですのでよろしいですね、文化庁の皆様。

【山田企画官】 はい。3つのテーマを順次説明いたしまして、テーマごとに御質疑を頂ければと思います。

【河島部会長】 分かりました。

では、1つ目のほうからよろしく願いいたします。

【山田企画官】 政策課の山田でございます。

まず、資料3-1を御覧いただければと思います。今、部会長のほうからも御説明いただきましたように、今年度、基本計画のフォローアップということで、3つのテーマについて取り扱っております。

このフォローアップにつきまして、網羅的にするのではなく、重点テーマを絞ってやるということをこの部会のほうでも決定いただきましたので、それに基づきまして、今年度については、この3つのテーマを絞ってやらせていただいております。8月と9月にかけて、それぞれ委員の皆様、ワーキングに分かれていただきまして、施策の内容について深掘りして御議論いただいたということでございます。

そのときの委員の御指摘内容については、3-1にまとめたとおりでございますが、このそれぞれの指摘事項につきまして、担当課のほうで、今後の方針についてどのように検討したかということにつきまして、この後、順次御説明をさせていただきます。

私からは以上です。

【伊藤文化資源活用課長】 では、まず、文化資源を活用した付加価値の創出に関しまして、文化財多言語解説整備事業、そしてLiving Historyの事業につきまして、文化資源活用課から御説明申し上げたいと思います。

資料につきましては、資料3-2のまず、事業概要は4ページでございます。文化財多言語解説整備事業ということで、訪日外国人に日本の文化財に対して理解していただくために多言語での解説、また、分かりやすい解説整備という観点から、先進的・高次元な技術も活用した形で解説環境を整備していくという事業でございます。

御審議、評価いただきました点をまとめましたのは、飛んでいただきまして8ページ、こちらを御覧いただければと思います。先生方から頂きました御意見、資料3-1にもござい

すけれども、ただ、評価をすべき点というところにつきまして頂きましたのは、ここの平成30年から、こういった着々と多言語解説の整備は進んでいると。また、来年度の応募という点に関しましても問合せが来ているということで、この事業の目的と必要性というところについては、一定の評価をいただいたということ。

また、AR・VRというような新しい技術も導入しまして、一層文化財への理解を促しているということにつきましては、評価をいただいたところでございます。

ただ、一方、改善すべき点ということで要改善点というところでございますが、例えば松井先生から御意見を頂きましたのは、この評価指標というところについて、外国人旅行者についてを前提としている入込外国人観光客数と、そして、その満足度を前提としているけれども、このコロナ禍の中で指標について見直しが必要なのではないかという観点。

また、土屋先生におかれましては、個別のコンテンツを1つのストーリー、これはキャンベル先生のほうからも御指摘いただきましたけれども、1つのストーリーにまとめ上げていくことで分かりやすく伝えていくと、そういった工夫も必要なのではないか。また、単に直訳でということではなくて、きちんとそのストーリーを背景とした整理をすることによって分かりやすい解説ということが実現されるので、そういった質も担保しながらやっていくべきではないかという御意見を頂いたところでございます。それを要改善点というところでまとめさせていただいております。

こういったことを踏まえまして改善の方向性のところでございますけれども、1ポツにございますとおり、入込客数、満足度、これ以外でも実際にアンケートであるとか、また、ストーリーという部分に関しましては、3ポツにございますとおり、グッドプラクティス等、こういった周知事例のときにも、伝え方、工夫というところにつきましては、しっかり周知していきたい、そういうことによって事業の質の向上を横展開を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

1点目の事業に関しましては、以上でございます。

次の事業に関しましては、文化財第一課担当のところでございますので、第一課長、よろしく申し上げます。

【田村文化財第一課長】 9ページ、それから事業については、まず10ページを御覧いただければと思います。2つ目は、日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信ということでございます。

本事業は、訪日外国人旅行者が旅に来る前の情報発信とか、また、地域での体験・滞在中の満足度を向上させて再訪に結びつけようというものでございます。そのために、旅行前には日本の文化の発信を充実させたサイトをつくることとか、空港の玄関口において、日本の先端技術を活用したようなメディアも活用した情報発信を行うこと、また、主要な観光地でもVRや高精細レプリカ等を使いまして、その魅力を発信していくというような事業でございます。

この点につきまして、資料3-1の下のほうにございますように、委員の先生方からは、国

際観光旅客税を使っていますので、外国人向けというところが非常に強調されたわけですが、これは日本人にも非常に魅力を発信できるようなものなのだから、日本人向けの発信を強調していくべきではないかというような御意見を頂いております。

また、その下のところにございますように、ビューア一数とか滞在期間、そういった情報からどんな行動変容があったとかを測ることができるのではないかと、その辺りも分析に活用してはどうかということも言われております。

それから、次の2ページの上のところにございますように、当然、英語では訪日外国人向けでコンテンツを活用しているわけですが、より対象言語が増えるといいのではないかと、そのような御意見も頂いたところでございます。

それらを踏まえまして、資料3-2のほうの15ページを御覧いただければと思います。改善の方向性というところを赤字で修正をさせていただきました。まず、空港等におけます日本文化の魅力発信というところにつきましては、ウェブ等を活用して、国外だけではなくて国内向けも含めて魅力の発信を行っていきたいというふうに行っているところでございます。

また、文化財所有者が行う日本文化の魅力発信のところにつきましても、こちらもウェブサイトを活用して、国外だけではなくて国内向けの情報発信も力を入れていきたいというふうに行っているところでございます。

また、その一番下のところにございますけれども、渡航前とか帰国後の日本文化の魅力発信、サイトのビューア一数とか、滞在時間、利用状況、こういったニーズを把握した上で利用者目線での改善を図っていきたいと考えておりますし、また、さらなる多言語化も検討を進めていきたいというふうに改正をしているところでございます。

2番目の点につきましての説明は以上でございます。

【伊藤文化資源活用課長】引き続きまして、戻りまして、文化資源を活用した付加価値事業の中でLiving History（生きた歴史体験プログラム）事業につきまして、文化資源活用課のほうから御説明申し上げたいと思います。

資料に関しましては、資料3-2の17ページが事業概要でございます。この生きた歴史体験プログラム、文化財をLiving History、生き生きと魅力あるものとして体験、体感できるようにということで、事業内容としましては、下にございます丸1と丸2のような、丸1につきましては、往時を体験・体感できるような復元行事、展示品などの整備ということを御支援しているという事業と、そして丸2といたしまして、往時の状況を復元するといった観点から、美観を向上するための外観修復であるとか、また、公開のためのコンテンツ作成を御支援して、その文化観光としての磨き上げをしていくという事業でございます。

こちらにつきましては、先生方からの御意見といたしまして、資料3-1にございますけれども、観光旅客税ということでもありますので、訪日外国人の観光客ということを念頭に置いた事業でございますけれども、それだけではなくて、地域住民を含めた多くの人に参加していただくことで、実際、文化財としての魅力というところについては、より盛り上がっていくということがあるので、地域の方々に一緒に盛り上げていただけるような仕組み、こうい

ったものも考えるべきではないかというような御意見。

また、文化観光といった観点での強調というところで、必ずしも地域経済に直結するようなものだけじゃなくて、文化財の本来的なよさ、文化財の保全とのバランスというところもしっかり考えていくべきであるというような御示唆もいただいたところでございます。

そういった観点から、資料3-2の21ページになります、改善の方向性というところがございますが、要改善点というところに関しましても、赤字で記述させていただいておりますとおり、地域の方も参画しながら実施していくということで、日本人自身も一緒に盛り上げていくような仕組みが必要というような御意見も頂いたり、文化財の保全とのバランスというところにつきましても御指摘いただいておりますので、改善の方向性で赤字で記させていただきますけれども、従前のインバウンドの現状値、目標値、それに対する未達、達成といった目標に加えまして、成果を検証するのに必要な新たな指標についても検討をしっかり行ってまいりたいと思っております。

この事業に関しましては、以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より御意見・御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

私から1つ、意見ということではなく、お願いなのですが、資料3-1の指摘事項というところで、自分自身の発言が、読んで分かりにくいなと思うところがありましたので、メールでお知らせしたいのですが、こういうふうに修正してくださいというふうに申し上げてもよろしいですか。

【山田企画官】 かしこまりました。後ほどメールでお知らせいただければと思います。

【河島部会長】 それでは、取りあえず、特に御質問がないようなので、次に移りまして、もし後からでもあれば戻って……。

大橋委員、どうぞ。

【大橋委員】 ありがとうございます。今回、資料の3-1で、それぞれワーキンググループの御意見を反映して、3つの事業についてフォローアップをしていただいたということなのですが、まず、全体のことから申し上げると、今回、変えていただいたものというのは、粗密もろもろだなと思っていて、1つ、目標を大きく変えるものもこの中に実は入っているのかなと。つまり、外国人に対してやるという目標だったのだけど、今度は新しく日本人にもやりますというふうなことが目標として書いてある部分というのは、かなりこれは大きな話なのかなというふうに思っています。他方で、手段をもう少し、指標を取り直しますみたいなのところもあったりとか、粗密ばらばらなものがこの中に盛り込まれているのだと思います。

1つ思うのは、今回、行政事業レビューのシートを入れていただいておりますが、ある意味、政府全体でいうとEBPMの中でロジックモデルをつくらうというふうな感じのところ、これ、たしか、この会議の1年以上前にそんな議論もあったのではないかと思いますけれども、その段階でこの話がどう反映されているのかというところをちょっと頂けると、全貌が分

かりやすくなるかなと思っています。それぞれの施策について、本来的にはロジックモデルのどこを変更したのですというふうな形で示していただくと、委員の方々も、ぱっと1枚の資料で分かるのではないかなというふうな印象を持ったのですけれども、そういう取組というのはもしされていなければ検討していただくのはどうなのかなと思いました。

【河島部会長】 分かりました。

事務局のほう、いかがでしょうか。

【山田企画官】 事務局の山田でございます。

今回のフォローアップシートにつきましては、直接、そのロジックモデルの変更に反映するというのを念頭に入れて作成したものではありませんので、今回については、このシートの項目について整理していくという形でやらせていただきました。

ただ、先生のおっしゃることももっともだと思いますので、今後、そういったことについても検討していきたいというふうに思います。

【河島部会長】 それでは、特になければ、次の「文化芸術による共生社会の実現」というテーマに関して、よろしく願いいたします。

【安井参事官】 失礼します。地域文化創生本部でございます。

続きまして、文化芸術による共生社会の実現ということでございます。事業の概要といたしましては、資料の24ページに掲載しておりますけれども、障害者による文化芸術活動推進事業ということでございまして、こちら、障害者の文化芸術活動につきましては、平成30年に障害者文化芸術活動の推進に関する法律が制定されまして、これを受けて、文化庁におきましても、障害者文化芸術活動の推進に関する基本的な計画というのをも策定いたしまして、事業の推進を図っているところでございます。

お手元の資料の事業につきましては、障害者による文化芸術の鑑賞、創造、発表の機会の拡充でございますとか、作品の評価を向上する取組、自治体に対する支援などを取り組んでいる資料でございます。

続きまして、25ページの資料のほうを御覧いただければと思います。こちら、昨年のワーキンググループにおきましても、委員の先生方から、指標でございますとか事業の方向性についていろいろと御意見を頂戴いたしましたので、そちらの部分を中心に御説明させていただきます。

まず、達成目標といたしましては、障害者によります文化芸術活動を幅広く促進するとともに、障害者による芸術作品の創造等に対する支援を強化いたしまして、障害の有無に関わらず、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図るということで、地域共生社会の実現に寄与するというのを達成目標として掲げてございます。

こちら、現状の分析ということで簡単に御紹介させていただきますが、1年間の間で文化芸術活動を直接鑑賞したことのある障害者ということで調査をいたしましたところ、44.6%ということでございまして、鑑賞しなかった方について理由も聞いておりまして、一番大きかったのが、そういったことについて「関心がない」というのが3割ぐらいの御回答

としてあったというところがございます。また、鑑賞以外に、自ら文化芸術活動をした経験のあるような割合というのもお聞きしております、こういったデータも頂いているところがございます。

また、先ほど申し上げました障害者の文化芸術活動推進法に基づきまして、国のほうで既に計画の策定をしておりますけれども、自治体のほうにできるだけこの計画を策定していただきたいというような規定もございまして、現在までのところの策定状況、それから今後の策定の見込みについて数字をお示ししているところがございます。

それから、政策の測定の指標に関しましてでございますが、前回ワーキンググループの御議論におきまして、まず、障害者の文化芸術活動の参加割合といったものがございますとか、それからもう一つ、先ほど申し上げました自治体の法律に基づく当該自治体内での推進計画の策定状況、こういったものを指標として御提案させていただいていたところがございます。

こういったものに対しまして委員の先生方からいろいろ御意見を頂戴しまして、例えば障害者の方々の文化関係のところに対するアクセシビリティというものをどういうふうに向していったのかという問題でございますとか、それから、文化芸術活動ということにつきましても、それを具体的な活動の形態として見ますと、鑑賞、創造、発表、そういう大きく3つのカテゴリーに分けられますので、そういった部分でグループ化した実際の状況というのを丁寧に取っていくことが有効なのではないかということでございますとか、こういった法律、国の計画策定後の障害者の方の芸術活動の参加というのが、総合的にどういふふうに変化してきたのか、こういったことについてもいろいろとフォローできるようなことも考えていくべきだというような御意見も頂戴したところがございます。

そういったことを踏まえまして、こちらの25ページの資料の測定指標の米印のところをさらにちょっと追記をさせていただいたところがございます。現在、今後、全国の美術館・博物館、それから劇場・音楽堂等におけます障害者の文化芸術活動につきまして、実態、取組状況について調査を行っております、こういった実際の現場の状況も踏まえながら、御指摘をいただきました観点を踏まえることのできるような測定指標をさらに検討していきたいというふうにご考えてございまして、そのような取組を進めていく予定でございます。

それから、資料をさらにちょっとおめくりいただきまして、28ページのほうを御覧いただければと思います。さらに、今後の事業全体の進め方の要改善点というところの資料でございます。こちらは、障害者の文化芸術活動につきましても、コロナの影響を受けておりますので、そういった活動を継続するための事業の工夫が必要だということを前回のワーキングでも御覧をいただいたところであります。

また、さらに、文化芸術推進基本計画におきまして、共生社会という観点でいきますと、障害者の方の文化芸術活動はもとより、高齢者、在留外国人、子供といったような、生涯を通じて、あらゆる地域で文化芸術を享受できるような環境をつくっていくということが目標として掲げられておりますので、文化芸術による共生社会実現の観点から、こういった事

業のカバーする対象範囲というものも検討が必要ではないかというところがありました。

これに対して、先生方のほうからもろもろ御指摘いただいたところの御意見としまして、例えば冒頭、文化芸術活動に参加をしなかった理由として、「関心がない」というのが一番その理由として大きかったというのがございましたけれども、この「関心がない」という者に対して、政策としてやっぱりしっかり取り組んでいかないといけないのではないかとということでございますとか、そういったこの分野の振興を図る上で、支援を行っていく人材というのが大事な観点としてあるのではないかとというような御指摘もいただきまして、文化とその外側、障害のある方の福祉の現場、そういった部分をつなぐ通訳としての立場の人材なども重要ではないかというような御指摘もいただいております。

そういったことから、資料の赤字のところでございますけれども、今後、要改善点といたしまして追記をいたしまして、文化芸術と障害福祉をつなぐ人材の育成などの支援の取組でございますとか、また、障害者が参加することで生まれる文化芸術面の価値など、そういった役割のしっかりとした検討、明確化というようなことも追加をしたところでございます。

さらに、今後の改善の方向性というところで、資料の一番下段のところでございますけれども、今後、自治体における障害者文化芸術の計画的取組を促進するという、掲げさせていただいたものに加えまして、先ほど申し上げたような、人材育成への支援の取組の推進と、それから、いろいろな事業の成果発信にも取り組んでいきたいということでございますとか、障害者の文化芸術活動の役割の明確化、それから、この効果分析といったものを、今後のいろいろな実態把握の中でも調査事業の中で取り組んでいきたいというようなことを掲げさせていただいたというところでございます。

駆け足でございますが、御説明は以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

とても大事な政策領域だと思うのですが、赤字で大分、改善点ということも積極的な取組として加えていただいているかと思えます。

それでは、取りあえず、この辺で次に移りたいと思います。日本語教育の振興について、国語課のほうから説明をお願いいたします。

【柳澤国語課長】 文化庁国語課長の柳澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料3-2の29ページからが日本語教育の関係でございます。そのうちの事業は30ページに2つ取り上げておりますが、ここだけ御説明してもちょっと全体像が分かりにくいかと思っておりますので、31ページで主に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料31ページの上のほうにありますように、現状として、外国人数が以前と比べて相当増えているということがございます。そういうのに対応しまして、その右側でございますが、真ん中ぐらいになります。黄色で日本語教育の推進に関する法律というものができてい

るという流れがございます。これが2年前でございます。それを踏まえて政府の施策も今、充実をしてきているという、非常に大きな動きがある分野でございます。

その中で、特に真ん中から下を(1)と(2)に分けておりまして、どのような対応の仕方でそれに対応しているかというところを整理したのがこの図でございます。左のほうの(1)が、主に体制を整備するとか、自治体、あるいは団体等との関係での体制を整備していこうというのが左側の(1)。それから(2)の右側のほうにつきましては、ソフト面の、カリキュラムですとか、人材養成、研修とか、そういったソフトのほうを並べております。

日本語教育の施策の全体像としては、今このような形で、まず、相手方たる自治体、団体等への支援と、そういうところで使える内容、ソフト面の支援というもの、これら全体を一緒に動かしているというのが現状でございます。

その中で今回取り上げていただいたところが、その左のほうの(1)の中の丸1の事業と丸2の事業になります。丸1の事業のほうは、主に都道府県単位が対象でございます。丸2のほうは、市町村のほうを対象というふうにお考えいただけたら分かりやすいかと思います。

都道府県の場合には、都道府県自身の取組ももちろんでございますけれども、その域内の市町村に対して外国人を受け入れることへの働きかけ、ないしノウハウの共有等が必要でありますので、コーディネーターといった方々を置いて、体制づくり、組織的あるいは体系的な仕組みをつくっていく、それで日本語教育を行う場が継続、持続できるような仕組みをつくっていく、それが大きな県の動きになるかと思います。

一方、丸2の市町村のほうは、今は日本語教室空白地域の解消という事業というふうにしておりますけれども、全国的には市区町村別に見ますと、日本語教室と呼ばれる、外国人に対して日本語教育を行う、小規模なものも含めた場というものが全くないという市町村もかなりある状況がございます。そこをまずピンポイントでそういったところを支援していくということ、それを県のほうが全体をカバーしてあげると、そういった体系化をしていきたい。さらに、市町村の中でも、特にそういう教室すらなかなか整備できないというところにも外国人の方がいらっしゃるケースもありますので、そういった方々を支援できるような、インターネットを活用した教材の開発といったものを進めていく。この辺りが今回の事業の対象、ポイントでございます。

その事業につきまして御指摘をいただいたところが、大きく分けると2点あったかと思えます。1つは、広報の部分の強化というところでございます。資料3-1の御指摘いただいたものの中でも幾つかありました。すごく、目的とかそういったものについては、非常に大事だということを御理解いただいたところでございますが、個々に見ると少し改善の点もあるのではないかとこのものの一つが広報関係でございます。インターネットの教材であれば、その充実ですとか、あるいは、そもそも空白地になっている自治体にどうやったら手を挙げてもらって取り組んでもらえるかといったような意味での広報の部分、それから、体制をつくっていくためにはコーディネーター的な方が必要だねというところと併せて、その成果をどう測るのかということのデータをしっかり取っていくということ、この広報

とデータの辺りが大きな御指摘としていただいたところかと思えます。

それに対応するものとして、32ページのところで少し直した点が、32ページの下のほうの測定指標のところがございます。丸3と丸4を追加させていただきました。委員のほうから、特に外国人の比率が高いところとか低いところもいろいろあるのではないかと、そういうものも考慮しながらの日本語教室がないような市区町村数といったものを考えるべきという御示唆もいただきましたので、これは私どもの調査のほうから算出もできるところでございます。これを一つの測定指標として追加をしていきたいと考えてございます。

それから、広報関係でございますが、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」というものを、これは昨年の6月から既に稼働しているものでございまして、9月にこのワーキングがあった時点でも御紹介させていただいた取組でございますが、外国人が、日本語教室がないような地域でも学べる、もちろんある地域でも学んでいただいているのですが、そういうので使えるようなインターネットを使った教材でございますけれども、これのアクセス数、せつかくあるのであれば、そのアクセス数もしっかり見ていって強化をすべきというところの御示唆でございましたので、これも測定指標として追加をさせていただいたところでございます。

それから、それを踏まえまして、一番最後の38ページのところでございますけれども、一番下の部分で改善の方向性というところがございます。これは、ここに書いてございますように、市区町村という中でも、どういうところに重点を置くかというところで書き改めたところでございますけれども、全国では約41%の市区町村に日本語教室が開催されてはいると。逆に言えば、それ以外のところではまだ日本語教室すらないというところがあるというところでございますけれども、在留外国人の比率、大体これ、全国平均で見ると、自治体ごとの平均が2.2%ぐらいでございますが、そういうところよりも高いけれども、日本語教室がないという市区町村は特に重点的に対応していくべきではないかというところから、この数字を挙げて、ここだけではないですが、そのような地域に対して特に積極的に事業の周知を図っていくということ盛り込ませていただきました。

それから、一番最後のところで、日本語学習サイト、これが昨年6月からスタートして、この一番末尾にありますように、年間アクセス数の目標としては令和3年10万件というふうに書いてございますが、ちょっとこれはカウントの仕方にもいろいろよるのですが、昨年6月のスタートの時点で既に1か月で6万件ぐらいのヒットが、アクセスがありました。それから多少の前後が、伸びたり減ったりというのはありますが、それでも1万5,000から6万ぐらいというアクセスがあり、大体、毎月2万ぐらいはアクセスをいただいて、既に現時点では26万アクセスというのをいただいているというところでございます。そのぐらいニーズもあるし、非常に逼迫している課題であるというところかなというふうに感じております。せつかくこのようなニーズに対する対応もしてきているところでございますので、これらも一つの評価の仕方として表に出していきながら、そのニーズと改善の成果というものをらせるようにしていきたいと考えてございます。

それから、あと、広報につきましても、いろいろ広報手段というのはある一方で、どうしても文化庁としての広報手段というのは限られる部分もあるかと思っております。ただ、日本語教育の場合には、教育委員会が対応しているという例のほうがむしろ少なく、多くの場合は国際関係部署とか、あるいは多文化共生の部署とか、そういったところが自治体でも対応されていて、かなり首長にも近いところの部署が多いというところも一つあります。そういったところの特徴も活用いたしながら、例えば、地域経済を振興することなどを扱っているような雑誌などの媒体とかそういったものにも今いろいろと相談をして、既に今年の1月号にはそのようなものの特集も、連載のスタートを始めていただいたりもしましたが、いろいろな新しい媒体にも挑戦していきながら、確実に各自治体にとっては大きな課題になる日本語教育というものについての意識の醸成というものも併せてやっていきながら、この事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

このワーキング、ほかの2つに比べて比較的小ぢんまりとした形でしたが、在留外国人の人権の問題にも関係あるということで、議論はすごく盛り上がったというふうに記憶しております。

時間の関係から、このワーキング1と2と3と全部併せて、どの問題についてでも結構でするので、委員の方から何かあればおっしゃってください。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、最後の大きな議題になっております中間評価について進めていきたいと思えます。現在策定されている第1次文化芸術推進基本計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年の計画となっております。本年度が計画の3年目に当たっています。計画4年目となる来年度には計画全体の中間評価を行うことになっておりますので、来年度実施する中間評価に向けて、本部会であらかじめ皆様の御意見を頂戴したいというのが今日の趣旨です。

それでは、関連資料について、事務局より御説明をお願いいたします。

【山田企画官】 政策課の山田でございます。

資料4を御覧いただければと思います。まず、今期の文化芸術基本計画の概要につきまして簡単に、おさらいで御説明いたしますが、本計画については、平成29年に改正されました新・文化芸術基本法第7条に基づいて作成しております5か年の計画となっております。今回が第1期目でございます。

この計画では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として4つの目標、それから、今後5年間の政策の基本的な方向性として6つの戦略を定めておりまして、さらに、それに基づいて170の基本的な施策を掲載するという形になっております。

これにつきましては、資料の最後に図をつけておりますので、資料4の4ページにカラーの図がございますので、そちらを御覧いただければと思うのですが、この4つの目標というのは、ある意味、中長期的な観点から文化芸術政策が目指す大きな方向性についてまず定めて

おりまして、その中で、さらにこの5か年に集中して取り組む政策の方向性ということで6つの戦略を定めているという体系になってございます。

そして、この計画の特徴としましては、文化芸術の本質的価値ということで、この図でいいますと下のほうに緑色の丸がございまして、こういった従来から取り組んできている本質的価値に加えまして、社会的・経済的価値というものも明確にし、さらに、こういった多様な価値を活用した上で文化芸術のさらなる継承・発展・創造に生かしていく、そういった好循環を目指すといったことが大きな特徴となっております。

また、この新・文化芸術基本法におきましては、従来の文化芸術の振興、あるいは文化財の保護といった分野にとどまらず、文化資源を活用した観光やまちづくり、国際文化交流などにも文化政策の範囲を広げていくと、そういった趣旨の改正になってございますので、それも踏まえて、関係府省の様々な文化芸術関連施策についてもこの計画の中に位置づけるということがなされております。

また、計画の評価・検証サイクルとしましては、この6つの戦略ごとに評価指標を設定し、毎年度のフォローアップとともに中間評価を実施するということになってございます。

資料の下のほうに、基本計画中における中間評価に関する記載を抜粋しておりますが、この下のほうに「指標の位置づけ」というところがございます。この計画上は、計画の第5のところ、具体的な評価のための指標が、30以上の指標が掲載されております。そして、この指標の位置づけにつきましては、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、戦略ごとの指標に基づく状況全体から把握するということ、そして、指標の内容の達成そのものが目的ではなくて、あくまでもフォローアップのよりどころとするものであるということが計画上に記載されております。

こういった点を踏まえまして、来年度の方針について検討していきたいと思っておりますが、資料の2ページを御覧いただければと思います。資料の2ページ、2ポツとしまして基本的な方針を整理しております。まず、評価の対象でございますが、今年度が計画の3年目ということですので、中間評価におきましては、1年目から3年目までの3か年に実施した政策を対象にするということになるかと思っております。その際の評価の対象としましては、先ほど申し上げたとおり、この5か年に実施すべき方向性として掲げられた6つの戦略、この戦略ごとの単位で評価を実施するということを考えております。

この6つの戦略は、先ほどの図の中にありますとおり、本質的な価値としまして、まず、戦略1ということで、文化芸術の創造・発展・継承、そして文化芸術教育というものがございます。さらに、戦略2から4につきましては、社会的・経済的価値に関するものでございますが、まず、戦略2としまして、イノベーションの実現、そして、戦略3としましては、国際文化交流、そして国家ブランディングへの貢献、戦略4としましては、包摂的環境の推進と社会的価値の醸成といったようなものが掲げられております。さらに戦略5、戦略6につきましては、本質的価値を支える環境といったところかと思っておりますが、戦略5としましては、専門的人材の確保・育成、戦略6としまして、地域の連携・協働のプラットフォームの形成と

いった6つの戦略になってございます。

参考としまして、先ほどの報告でございました単年度のフォローアップにおきましては、例えば、観光であるとか、共生社会の実現であるとか、日本語教育であるとかという、ある程度テーマをわりと絞った形でこれまではフォローアップをしてまいりましたが、中間評価につきましては、計画全体の評価ということですので、この6つの戦略について網羅的に評価していくということを考えてございます。

次に、評価の方法でございますが、これについて、先ほど申し上げた評価指標というのが具体的に三十幾つ掲げられておりますが、その進捗状況だけで評価するのではなく、文化芸術の特性に鑑みまして、様々な定性的評価や、事業におけるグッドプラクティスなど、いろいろな情報を総合的に判断した上で全体的な進捗を評価したいというふうに考えております。

3つ目としまして、この指標についてなんですけれども、指標につきましては、本日、委員の皆様のみへの配付資料として机上資料1ということで、「中間評価にむけた評価指標の見直しについて」という資料をお配りしておりますので、そちらも参考に御覧いただければと思いますけれども、委員の皆様へ配付している資料のほうには、具体的にこの計画で記載されている資料を一覧の形でお示ししております。そして、さらに、それについて中間評価でどういうふうに使っていくかということについても、現在の内部の検討状況を整理したものになってございます。

この中でも、御覧いただければ分かるかと思いますが、この中間評価時点において新しいデータが得られないようなものも幾つかございますので、そういったものについては、使用はできないのですけれども、それ以外のものについてこの評価の中で使用していきたいというふうに考えております。

元の資料に戻っていただきまして、(3)の内容でございますが、まず、指標としましては、アウトカムを基本としながらも、適切なものがない場合にはアウトプット指標についても活用していくということといたします。

それから、基本計画の5に記載されている指標、これが先ほどのリストの資料に掲載されているものですが、それを基本としながらも、そのほかにもいろいろなPDCAの取組の中で活用しているような指標等の整合性とか、これまでの部会での御議論を踏まえた適切な指標があれば、それも活用していきたいというふうに思っております。

また、この指標については、計画策定時にリストアップしたものですけれども、現時点の状況を踏まえて、今後、指標の見直しが必要ではないかと思われるものについては、第2期に向けて見直しの視点というのも提示していければというふうに思っております。

具体的には、次のページにありますような、例えば、コロナ禍の状況を踏まえますと別の観点の指標がよいのではないかというようなものもあるかと思っておりますので、そういったものについて併せてこの中間評価の中で考えていければということでございます。

(4)として、評価の取りまとめですが、評価につきましては、この第1期計画の残りの2年間の施策の改善について取りまとめるということとともに、第2期の計画策定に向けた課

題の洗い出しなどについても併せて議論をできればというふうに思っております。

また、資料にミスがございました。「令和2年度は」とありますが、令和3年度ですね。令和3年度は、政策評価で5年に一度事後評価を行うということになっておりまして、文化政策が、来年度が政策評価の事後評価の実施年度に該当いたします。したがって、この基本計画の評価をするに当たっても政策評価と連携しながら議論していければというふうに思っております。

最後に、スケジュールですが、本日の部会で大きな方針について御意見を頂戴した後、年度明け、4月以降、文化庁において評価のシートを作成していくと。そして、夏の概算要求の前の7月辺りと、さらにその後の秋、9月から10月辺りに、できれば2回ほど御議論いただいた上で、年内に中間評価を確定できればと思っております。

また、政策部会での議論につきましては、かなり量が多くなる、対象範囲が広がることが予想されますので、場合によっては2回に分けて、戦略1から3までをまず第1回で取り扱うなどといった工夫もこれから考えていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容を踏まえて、来年度に行う中間評価に向けて、中間評価の方法や指標の考え方などについて、委員の皆様から御意見・御質問等、残り時間、頂きたく、よろしく願いいたします。

湯浅委員、どうぞ。

【湯浅委員】 御説明ありがとうございました。

この基本計画の中間評価というのは非常に大事なプロセスだと思っております、すごく丁寧に時間をかけて、これまでの進捗状況をモニタリングして、そしてまた、この先の次の成果に向けて、また必要があれば見直していくということにおいても非常に重要だと思っているのですが、今御説明いただいた中でも、かなり作業が多いというお話がありました。個人的に膨大な作業だと思っております、特に基本的な方針、今御説明いただいたものについては、例えばアウトカム指標を基本とするということですか、基本計画の指標と政策評価、事業レビューその他、今いろいろな指標があると思うのですが、いろいろなレベルの指標がありますが、その整合性を取っていくという、この指標の考え方、方針について、今日お示しいただいたものについては、その方向性は非常に適切だと思っております。

しかしながら、一番の問題は、指標設定がきちんとならないと評価ができないということだと思っております。この前の議題のところでも、全ての分野のワーキングの中で指標の見直しの必要性というのがすごく強く述べられていたと思います。既に今日出していただいた資料の中でも、少しその改善に向けた検討が始まっているというのは見て取れたのですが、そもそもの指標設定について具体的にどういうプロセスでやられようとしているのかというのがまず質問の1つです。

スケジュールの中で、4月以降、「文化庁において評価シートの作成」と書いてありますが、この4月の段階で、まずは文化庁の内部で指標を検討されるということでしょうか。

今年、先ほど政策評価に当たる年ということも御説明がありましたけれども、ここ数年、文科省の政策評価会議のほうに参加させていただいておまして、昨年秋には、文化庁さんがおつくりになった事前分析表も見せていただいているのですけれども、恐らく、政策評価についての現状、やはり政策評価レベルでも指標設定にまだまだ改善の余地があるのではないということと、あと、そもそもデータが取れていないものがとても多かったのですね。それは特に、今日の机上資料でも出していただいた中で、基本計画の指標と政策評価の指標が重なるものが多くありましたが、その中の例えば文化GDPについては、まだ指標が取れていませんとか、そういったものも結構あったと思うのですね。

ですので、ここ、本当であれば中間評価に向けて毎年毎年データを積み上げていって、それをもって大きく中間評価をするのが理想だと思うのですが、今の時点でデータが取れていないところも結構あると思いますし、かなりその作業量は大変だなということと、具体的に、大事な指標の設定についてどういうプロセスでお考えなのか、それが無いとその先に進めないと思います。

そもそも課題としては、やっぱりアウトカムがきちんと設定されていないということ非常に強く感じておまして、大きな命題はあったけれども、具体的な政策のアウトカムというものがいかに具体的に落ちているのかということ、やはりまだまだ文化領域というのは数で示せないものも非常に多いので、アウトカムの設定が難しいのだと思うのですけれども、そこにおいてもまだまだ検討が必要かと思しますので、中間評価に、評価の議論をする前の準備が非常に時間がかかるのかなというふうに思います。

ちょっともう一つ、政策評価の委員会に参加させていただいて非常に思うのは、その政策評価の事前分析表や事後分析表ですかね、いろいろな分析表がこの政策部会では全く示されていないので、恐らく、ほかの委員の方で御覧になっていない方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、こちらの部会というのは政策部会であるので、政策評価に関わるものについては、参考ということでも構わないと思うのです、審議じゃなくてもいいと思うのですが、政策部会の中でお示しされたほうがいいのではないかなと思います。

長くなりましたが、以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

最後、おっしゃったことはそのとおりだと思いますし、あとは、戦略として挙げているものと指標というもののギャップが大きくてというか、この間を埋めていく何かもう少しアウトカムを具体的に示していかないと、指標にも結びつかないのではないかなというお話だったかなと……。

湯浅委員、どうぞ。

【湯浅委員】 ごめんなさい、あともう一つだけ、ちょっと言い残したのですが、基本計画をつくっているときにもすごく長い時間をかけて議論しましたけれども、指標を設定し

た後に、この次の段階では目標値を設定することですねという話もしていたと思うのですが、現状を評価するためには、対目標値でどれぐらいなのかという方法を取るのかどうか。では、それは今、目標値が設定されているのか。

またもう一つは、コロナという大きな環境変化の中で、必ずしも、目標としていた、例えばインバウンドの人数とかは達成できない環境になっているので、明確な目標が、もしそれが明文化されているときに、目標自体を少し現実に即して落とすべきではないかということもちょっと思うのですけれども、その全体のプロセスについて改めて御説明いただけると助かります。

【河島部会長】 分かりました。ありがとうございます。

あと、石田委員も次に御発言いただきますけど。

1つは、ちょっとやっぱりこれに戻って、これというのは基本計画の文章ですけれども、今回、皆さんには、リンクだけお配りしてあるか、あるいは冊子でお持ちの方もいらっしゃると思うのですけれども、先ほど私、机上配付の資料だけを見ていたところで、ちょっと戦略として挙げているところと実際の指標というのにギャップがあるのではないかと、湯浅委員の御発言をきっかけに自分の意見も含めて言ったのですけれども、もう一度、冊子のほうを見てみますと、それぞれの戦略に関して、具体的にはどういう状況、状況というのかな、基本的な施策として何をしていくかということは結構詳しく書いてあり、それが指標に落とし込んであるという形かなとは思いますが。

それは今の私の意見ですけれども、事務局のほうから、湯浅委員の御意見に対して御回答を頂けますでしょうか。その後には石田委員の御質問に移ります。

【山田企画官】 事務局の山田でございます。

湯浅先生から御指摘いただきました指標の設定の今後のプロセスについてですけれども、基本的には、計画策定段階で指標というのは一定程度決めておりますので、それをベースにしながら考えていきたいというふうに思っております。

それを整理したものが机上配付の1でして、先生のほうから、データが取れていないものもあるのではないかというお話がありましたが、一応、私ども、この部会に向けて整理した段階では、この机上配付資料でグレーに塗ってあるところについては、そもそも評価時点で見せるデータがないであろうということで、指標として採用することはできないというふうに思っておりますが、それ以外の、このリストの中で特にグレーアウトしていない部分につきましては、評価の時点で何らかのデータなりというものは出せるのではないかという前提で今は考えております。

ただ、評価のタイミングによって、例えば、年度当初にはちょっと数字は出てこないとかということはあると思いますので、そういった意味でも、評価というのは年内いっぱいかけてやるというスケジュール感にしております。春と秋に2回、ちょっと部会を開催して最新のデータをそこでお示ししていければというふうに思っております。

それから、目標値についてそもそも設定されているのかということでしたが、確かに、こ

の計画上は目標値というのは規定されておられません。実態として、政策評価で使用しているような指標については、目標値が定められているものもございますし、担当課において、ある程度の目標を設定されているものもあるかと思いますが、そこについては指標によってばらつき、目標がきちっと設定されているものと、進捗を見る、モニタリングするといった意味で使用される指標と両方出てくる可能性があるのかなというふうに思っております。

それから、戦略と指標がマッチしていないのではないかとすることは、確かにそういう部分は多少あるかと思いますが、部会長からも御説明いただいたとおり、今、この資料上、戦略というのが一文で終わらせておりますけれども、計画本体を見ますと、かなり長文で戦略の意味するところが詳しく書かれておりますので、それを踏まえた上での指標設定になっているというふうに考えております。

また、政策評価の事前分析表などが共有されていないという御指摘がございました。大変失礼いたしました。事後的になってしまいますけれども、この後、委員の皆様には事前分析表について共有のメールを差し上げたいと思います。

答えをし切れているかどうか、分からないですが、私からは以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

石田委員の質問に移らせていただきます。

【河島部会長】 そうですか。じゃ、ごめんなさい。大橋先生、御退室の時間があるので、先に御質問を頂くようにしたいと思います。石田委員、すみません。少々お待ちください。

大橋委員。

【大橋委員】 もうぎりぎりだったので、いいかなと思っていたのですが……。

【河島部会長】 できるようでしたら、どうぞ。

【大橋委員】 石田さん、ありがとうございます。

【河島部会長】 すみません。

【大橋委員】 先ほど湯浅委員からあった点に若干続いてなんですけれども、この評価の話というのは多分、評価のための評価じゃなくて、その次の政策立案につなげるための評価なので、ある意味、今の働き方改革の中で、あまり業務量がこれですごく増えちゃうというのはすごく不本意だなというふうに思います。

今、政策評価に加えて、多分、財務への説明とかでEBPMのほうもしっかりやれと言われていたのだと思いますけど、他方で、この2つというのは、屋上屋を架さないようにしようというふうな一応の合意はあるはずなので、ちょっとここの辺りをうまくマージしていただいて、1つの仕事で提出先が2つあるというふうな形にさせていただくのが一番いいのかなというふうに思っていますので、御検討をぜひいただければと思います。なるだけ業務を増やさないようにしていただきたいというのがそもそもの思いであります。

そういった観点でいうと、もう1点は、データの話があったのですが、机上の配付資料は多分、公表されている統計の話をされていると思うのですが、各事務事業において、その事業を行う際にデータをその中で取るというふうなことを、例えば補助事業であれば、そこ

の要綱の中にちょっと入れていただくだけで、随分、データが取れる幅が広がると思いますので、ちょっとそういうこともぜひ検討していただきながら、ある意味、行政業務データでもいいわけなので、評価する指標としては、必ずしも公表されている統計である必要はないと思いますので、ちょっとそこも御検討いただくといいのかなと。

コロナは、ある意味、非常に重要なことなので、しっかり政策的対応は必要だと思いますけど、どちらかという、次の立案につなげるためのコロナの事象であってほしいなと思っていて、コロナがあるから、政策立案とかを止めちゃうというふうな方向での思考にならないであってほしいなという、3点でございます。

すみません、お時間を頂きまして、ありがとうございました。

【河島部会長】 貴重なサジェスション、どうもありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。次の基本計画作成に向けての、あくまでも評価という位置づけだという貴重な御意見だったと思います。

石田委員、続けてどうぞ。

【石田委員】 ありがとうございます。私、大橋先生の意見を伺っていて、順番としてそれを受ける形でお話しさせていただいて、結果としてとてもよかったなと思っています。実は同様のことを申し上げたかったのです。今回の作業が非常に膨大になる可能性があるとおっしゃっていましたが、加えて、何のためにやるのかということや常に念頭に置きながら、我々はこれに取り組む必要があるのだらうと思うのです。

資料4の最後のページにあります関係図に、「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要とありまして、そこにははっきり4つの目標が示されています。それを達成するための戦略が6つあるという位置づけですけれども、評価については、もちろん指標があつて、それに基づいて戦略をそれぞれ評価していくということになります。それらがどういうふうに通達されていったのかということや中間評価によって我々は見えていくのだということや忘れてはいけないと思います。

その先にあるのが、大橋先生もおっしゃっていましたが、次の計画につなげていく作業になるのだと思うのです。私たちはそこで何を考えなければいけないかという、この第1期で行われたいろいろな政策、それから事業、討論、いろいろなことを踏まえてどういう変化を起こしていくのか、第2次の基本計画の際にどのように次の5年を見越してつくっていくのかということや大きく見ていかなければいけない、そういう視点でこの作業をしていかなければいけないのだと思います。

コロナは本当に大変なことなのですけれども、それを経験して我々は、元に戻るのではなくて、次に新たなステップを踏んで進んでいくのだという考え方が必要です。そのためにこの計画を中間評価し、事後評価もしていき、そして次の5年をつくっていくのですよね。大きなステップの一步を踏み出すタイミングにあるということや十分に認識しなければいけないのではないかなと思います。

それと1つ、これがまた文化庁の皆さんの作業の負荷になるといけないのですけれども、

政策部会での審議はぜひ回数を少し増やしてこういうブレインストーミングを皆さんとしていく場がもっとあるといいのではないかと個人的には思っております。ということで、考え方をちょっとお伝えしたかったので、発言させていただきました。どうもありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

予定時刻を超えているのですけれども、今日御発言いただく機会がなかった小林委員、たしか、なかったと思うのですけれども、何かありましたら、いかがですか。

【小林委員】 御指名ありがとうございます。

大変勉強させていただきましたということと、この間のフォローアップなどについても、実際に具体的な動きをしていただけているということがよく分かりました。

それから、中間報告に向けてやらなければいけないことというのが何なのかということもよく分かったというのが、今日の私の意見というか感想です。ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ほかの方、最後にいかがでしょうか。この中間評価は大事な話ですので、御意見を頂けるようだったら、あと一、二分は延ばしてもいいかなと思っっているのですけど。

では、松田委員、よろしくお願いします。

【松田委員】 時間が限られているので、本当に短く申し上げます。

全体の方向性はこれでよいと思いました。6つの戦略に基づいて指標を立てて評価をしていくということですね。

それで、大橋委員がおっしゃっていたとおり、何のために評価をやるのかということ、次につなげるためでありますので、第2期の目標設定並びに第1期の残りの期間の施策改善が評価の目的であるという点は、やっぱり強調するべきだと思いました。

机上資料の2を見ていたところ、中間評価シートのサンプルが出ておまして、これはこの先、より洗練されていくのだと思うのですが、気になった点を1つだけ言っておきますと、課題という項目は、1つ、それだけで立ててもいいような気がしました。現状では「今後の方向性」というのが下に挙がっていて、その中に課題があれば書くというかたちになっていますが、戦略の内容を考えますと、絶対に何かしらの課題が出てくるようなものだと思いますので、課題は課題で1つ独立した項目を立てたほうが、先ほど言いました、「次につなげる」という意識も明確になってよいかと思った次第です。コメントでした。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

予定時刻を超えましたので、そろそろ閉会とさせていただきたいと思えます。

事務局のほうからのリプライとしては特に頂かなくてもよろしいかと思えますけれども、いかがですか。

よろしければ、事務局からの連絡事項に移って、そして閉会としたいと思います。

それでは、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

【山田企画官】 本日は、時間を超過いたしまして御議論いただきまして、どうもありがとうございました。本日頂いた様々な御意見を踏まえて、特に中間評価については、これからもう少し具体的な方法について内部で議論をしていきたいと思っております。

次回の政策部会の日程につきましては、また改めて先生方に御連絡をしたいと思っております。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

本日は活発な御議論、ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきますので、皆様、御退室いただいてよろしいかと思っております。

— 了 —